

## はじめに

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締結国会議（COP3）において「京都議定書」が採択されてから7年余りの歳月を経て、2005年2月に京都議定書が発効されました。これにより我が国は、2008年から2012年の間に、基準年（原則1990年、ハイドロフルオロカーボン（HFC）・パーフルオロカーボン（PFC）・六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）は1995年）の温室効果ガス排出量から6%分を削減する義務を、名実ともに有することとなりました。

2003年度における我が国の温室効果ガス総排出量は13億3,910万トン（二酸化炭素換算）で、京都議定書の規定による基準年の総排出量と比べて8.3%上回っている状況にあります。我が国において排出される温室効果ガスの約9割は、エネルギーを起源とする二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）です。現在、地球温暖化防止に向けた対策導入や法整備等の各種の取り組みが進められていますが、民生部門や運輸部門では依然としてCO<sub>2</sub>排出量が1990年基準量を大きく上回っている状況にあります。特に、民生部門（家庭部門と業務その他部門）が34.1%、運輸部門が19.8%と著しく増加しています

このため、民生部門や運輸部門を中心に、比較的短期間で普及が可能で、かつ確実にCO<sub>2</sub>削減効果が得られるような対策（「中核的温暖化対策技術」）を抽出して重点的に普及を図ることが必要であることから、平成14年度より、学識経験者、地方公共団体、産業界等の有識者からなる「中核的温暖化対策技術検討会」において、中核的温暖化対策技術の絞り込みとその普及シナリオの検討に取り組んでいます。平成17年度においては、これまでに選定された中核的温暖化対策技術について普及進捗状況や技術開発動向を踏まえてシナリオの見直しや拡張を行うとともに、新たに4つの中核的温暖化対策技術を抽出して普及シナリオを策定しており、本報告書はその成果をとりまとめたものです。

今後は、各中核的温暖化対策技術の普及シナリオに基づいて技術開発支援、事業化支援、モデル事業等の普及施策の展開などの実際的な取組が継続的に実施されることにより、CO<sub>2</sub>排出削減が飛躍的に進むことを期待するものです。